

定 款

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社チャーム・ケア・コーポレーション と称し、英文では
CHARM CARE CORPORATIONと表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
- (4) 健康保険法に基づく訪問看護事業
- (5) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置経営
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス
- (7) 高齢者、身体障害者に対する介護、自立支援等に関する業務
- (8) 高齢者、身体障害者への機能回復訓練及びコンサルティング
- (9) 配食サービス事業
- (10) 給食及び給食管理業務
- (11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (12) 衣料品、日用雑貨、装飾品、食料品、医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器等の販売及びレンタル
- (13) 介護保険法に基づく人材育成のための養成研修事業及びカウンセリング事業
- (14) 介護事業全般に関するコンサルタント業
- (15) 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
- (16) 不動産事業全般に関するコンサルタント業
- (17) 介護保険適用外の居宅介護、生活支援サービス等の提供
- (18) 介護保険法に基づく第 1 号事業
- (19) 旅行代理店業
- (20) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (21) 建築工事業
- (22) 建物の修繕及び改修
- (23) クリーニング、クリーニングの取次ぎ並びにリネンサプライ業
- (24) リース業

- (25) 保育所及び託児所等の運営
- (26) 古物の売買業
- (27) システム及びソフトウェアの開発、運用、保守並びに販売
- (28) 有料職業紹介事業
- (29) 清掃業及び清掃の仲介
- (30) 飲食店業
- (31) 冠婚葬祭事業
- (32) 旅館業・ホテル業
- (33) 居宅等における家事援助業務
- (34) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。

- 2 やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、84,800,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 1 週間前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(期末配当金)

第45条 当会社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

(付則)

平成 16 年 9 月 10 日改訂
平成 16 年 12 月 5 日改訂
平成 18 年 6 月 16 日改訂
平成 19 年 3 月 30 日改訂
平成 19 年 9 月 27 日改訂
平成 19 年 11 月 15 日改訂
平成 20 年 6 月 13 日改訂
平成 20 年 12 月 24 日改訂
平成 23 年 9 月 28 日改訂
平成 26 年 9 月 25 日改訂
平成 27 年 9 月 25 日改訂
平成 28 年 9 月 27 日改訂
平成 29 年 1 月 1 日改訂
平成 29 年 6 月 1 日改訂
平成 29 年 9 月 26 日改訂
平成 30 年 4 月 1 日改訂
平成 30 年 9 月 26 日改訂
令和元年 9 月 25 日改訂
令和 2 年 1 月 1 日改訂